

## 社会福祉法人光摂会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光摂会（以下「当法人」という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、(評議員及び役員（理事、監事）（以下「役員等」という))の報酬について定めるものである。

第2条 役員等には、理事会、評議員会の出席に応じ、次のように報酬を支給する。なお、支給額は、源泉徴収後の額とする。

役職	支給の単位	支給額
理事長	年俸とし、各種会議の出席ごとに支給しない	120,000 円
理事	監査、理事会、評議員会出席につき（1日 5,000 円限度）	5,000 円
監事	監査、理事会、評議員会出席につき（1日 10,000 円限度）	10,000 円
評議員	評議員会出席につき（1日 5,000 円限度）	5,000 円

2 交通費は支給しない。ただし、遠隔地から高速等を利用してくる場合は、高速代のみ支給する。

### (前条の除外)

第3条 前条の支給対象となる役員等は、法人職員としての地位を有さない者に限り支給することとし、併給はしない。

### (公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の基準として公表する。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けておこなう。

### (補足)

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

### 附則

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日改正。